国からの回答(財物の登記について)

Q61.「土地・建物に関する権利等の取扱いについて」で「持分割合に応じて」賠償金を支払うということになっているが持分割合とはどういうことか。

(東京電力)

登記の関係で共有になっている場合、2人の人で1/2なら1/2、3人で1/3なら1/3という割合で賠償する。

Q62.登記上では何代も渡り、祖父の代から相続していないものがある。しかし、固定資産税台帳には載っており、納税義務を負っている。つまり町村ではその所有者は誰なのか分かるはずなので、町村が所有者を証明するなどの方法で、進められないか。

(東京電力)

ご指摘のとおり、課税台帳の方で納税義務者は確認できる。未登記の建物であれば、そういったところで確認を取れば十分ではあるが、一方で相続未了ということになると、相続権者にしっかりと確認し、土地、建物の正しい相続人の方に賠償させていただくというのが、その他のトラブルを防ぐためにも必要。

登記が、まだ相続含めて終わっていないというものについて、どういう形で手続きを進めていくのかというのはまだ検討中。今後しっかり整理したい。

Q63.登記は法務局で誰でもとれる。固定資産税は役場にお願いしないととれない。固定資産税を示せといったらすぐ出せるのか。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

固定資産税台帳の情報というのは、権利者しか見られないように法律で非常に厳しく定められている。例外規定はない。この情報を如何にして、お示しした算定方式に活用していくかといったところ、皆さんにご負担をかけない形でうまく情報を活用する方向を考えている。まだ調整がしきれていないので、調整が着き次第、皆様にお知らせさせていただきたい。

現時点では、市町村が被害者に課税証明書を送付する等の方法をもって効率的かつ負担が小さい形で、東京電力に対して情報提供いただく方法を調整しているところです。

Q64.平成23年3月に新築が完成して1週間で避難している。固定資産の評価はされていない。そういうものの取扱いはどうなるか。

(東京電力)

まだ登記がされていない、固定資産の評価がされていないということかと思うが、そういった物についてのやり方は調整しているところ。

売買契約書等いろいろな方法を考えているので、決まったらお知らせする。